マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。 休日窓口は完全予約制で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●9月の開設日

開設日 9月14日(日) **受付時間** 9時~11時45分 **受付場所** 住民環境課窓口 <u>※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に</u> 余裕をもってお越しください。

●持ち物 **<カードの申請>** 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、 本人確認書類

<カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類

<電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード



※必ず本人が窓口にお越しください。

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。<u>事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以</u> 内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って、既に送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくろう! https://www.kojinbango-card.go.jp」をご覧ください。

次回の休日窓口開設日は10月12日(日)です。※予約は9月16日(火)8時30分から受け付けします。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

問申 住民環境課 ☎32-1104



食べ残しをしないなど、一人ひとりが「食品ロス」を減らすように心がけることで、ごみの量を減らすことができます。 (リデュース:ゴミを出さない生活)

※「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

家庭からの食品ロス

- ・料理を作り過ぎて食べきれなかった。
- ・冷蔵庫に入れたまま、賞味(消費)期限が過ぎてしまった。

レストラン、スーパーなどからの食品ロス

- ・客が注文した料理を食べ残した。
- ・商品の賞味(消費)期限が過ぎた。

全国の食品ロスは472万トン

日本では、まだ食べられる食品が約472万トンも廃棄されています。これは1人あたり年間38kg、毎日おにぎり1個分(約103g)の食べものを廃棄していることとなり、いかに食品ロスが多いのかがわかります。

食品ロスをなくすために

日本における食品ロスは減少傾向にあり、企業による努力が大きく影響していると思われます。日本の食料自給率はカロリーベースで38%であり、62%を他国に頼っているのが現状です。食べ物に対する姿勢を正し、家庭から発生する食品ロスを減らしていくために以下のことを心がけましょう。

- ・買い物をする前に冷蔵庫をチェックする。
- ・空腹時に買い物をしない。
- ・すぐに食べるつもりのものは、棚の手前から購入する。(賞味(消費)期限切れによるスーパーでの食品ロスを減らす)
- ・期間限定や特売セールなどの売り文句によるまとめ買いに注意する。
- ・食材を使い切る工夫をする。
- ・残り物は別の料理へアレンジするなどして食べる。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386

住民環境課 ☎32-1104